

鹿児島市こどもの未来応援条例 (逐条解説)



令和5年3月
鹿児島市こども未来局こども福祉課

目次

1 はじめに

2 条例の逐条解説

前文

第1章 総則

第1条(目的)

第2条(定義)

第3条(基本理念)

第2章 市の責務及び保護者等の役割

第4条(市の責務)

第5条(保護者の役割)

第6条(育ち学ぶ施設の役割)

第7条(市民の役割)

第8条(地域の役割)

第9条(事業者の役割)

第3章 こどもの健やかな育ちを支える取組

第10条(こどもの意見表明及び社会参加)

第11条(安全、安心な環境の整備等)

第12条(こどもの居場所づくり)

第13条(子育て家庭への支援等)

第14条(育ち学ぶ施設の職員等への支援等)

第15条(こどもの状況に応じた支援)

第16条(相談機能の充実等)

第17条(広報及び啓発)

第18条(調査、情報収集等)

第19条(計画の策定等)

付則

3 Q&A

● 「こども」と「子ども」「児童」の表記について

本条例では「こども」という表記で統一していますが、他の法や条例等において「子ども」と表記されているものについては「子ども」と、「児童」と表記されているものについては「児童」と記載しています。

1 はじめに

近年、全国的に急速な少子化の進行や家族の多様化などの中で、こどもを取り巻く環境は大きく変化し、こどもの安全・安心が脅かされる事象が社会問題になるとともに、こどもが生きづらさを抱え、虐待・貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラーなど、こどもの置かれている状況が深刻化してきています。そして、これらの問題は鹿児島市においても例外ではありません。

この条例は、これらのこどもを取り巻く環境の変化などの諸問題に対し、鹿児島市としてどのように対応していくのか、その方向性を示すとともに、今のこどもたちに対し、何が必要なのかについて、日本国憲法、児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）及びこども基本法の理念にのっとったこどもの権利の観点から取組を進めることにより、今を生き未来を担うこどもが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望をもてるまちの実現を目的としています。

条例制定にあたっては、広く鹿児島市の状況を反映するよう努めました。児童の権利に関する条約やこどもの健やかな育ちについての認識等について把握するため、令和3年8月に鹿児島市職員を対象にした「庁内意識調査」や、こどもたち自身がこどもの権利を学び、今後の鹿児島市のこども施策などについて語り合う「子どもの未来応援ワークショップ」を実施したほか、令和3年10月には保育所や学校等のこどもと接する機会の多い施設職員等を対象とした「関係者等アンケート調査」や「まちかどコメンテーターアンケート調査」、令和4年8月にはこどもとおとなが対話する「子ども×大人 子ども権利ワークショップ」を実施しました。

また、条例内容について検討を行う庁内の関係者で構成された「鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）制定推進委員会」、及び有識者等で構成された「鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）の制定に関する検討委員会」を立ち上げ、条例の基本的な考え方や条例に盛り込むべき内容等について検討を重ねました。

さらに、令和4年9月から10月にかけて実施したパブリックコメントにおいては、多くの意見をいただきました。これまでの様々な取組を通して、多くの市民の現状や意見等を踏まえた内容とすることができたものと考えています。

今後においては、条例に定める基本理念等について、広くおとなが認識し、連携・協力し合いながら、それぞれの責務及び役割を果たし、条例に掲げるまちづくりを実現するために取組を進めていくこととなります。この逐条解説は、条例の意義を周知し、その適正な運用等を図るため、各条文の趣旨、用語の解説などについて記載したものとなっています。

● 「児童の権利に関する条約」とは

児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）とは、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満のこどもを権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、こどもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しています。

2 条例の逐条解説

I 前文

鹿児島市こどもの未来応援条例には前文を置いています。

前文は条例制定に係る背景や趣旨、目的などを記述していることから、その内容により直接的な効果が生じるものではなく、各条文を規定するうえでの基本的な考え方となるものです。

こどもは、一人一人が様々な個性や能力、大いなる可能性を持ったかけがえのない存在です。

こどもは、本来、おとなと同様に権利の主体として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、成長の過程にあることから、こどもにとって最善の利益が尊重される中で、生きる、育つ、守られる、参加するなどのこどもの権利が保障されなければなりません。

近年、少子化、家族の多様化、地域のつながりの希薄化などこどもを取り巻く環境は大きく変化し、児童虐待や貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどこどもをめぐる様々な課題が生じており、これらは、こどもの人権と深く関わっています。

こどもは、いろいろな経験を重ね、多様な人々とかかわる中で、豊かな人間性を育み、自分を大切にする心、他者を尊重する心や社会性を養い成長していきます。おとなは、こどもを独立した権利の主体として尊重し、その思いを受けとめるとともに、愛情を持って寄り添い、自立に向けて成長を支えていく必要があります。

鹿児島市では、これまで地域でこどもを大切に育てており、次代を担うこどもが、こどもらしく今を幸せに生き、夢や希望を抱きながら、心身ともに健やかに成長することは、時代を超えた私たちの切なる願いです。

私たちは、日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約やこども基本法等の趣旨を踏まえ、全てのこどもが生まれながらに持っている権利が最大限尊重され、その成長を社会全体で相互に連携、協働して支えることにより、生まれ育った環境にかかわらず、全てのこどもが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指し、条例を制定します。

【解説】

(第1段落)

この条例における「こども観（こどもの捉え方）」を「一人一人が様々な個性や能力、大いなる可能性を持ったかけがえのない存在」として示しています。

(第2段落)

人が人として生きていくために必要不可欠な様々な権利のことを基本的人権といい、日本国憲法においては、人は生まれながらにしてこの基本的人権を有するものとされています。こどもも一人の人間として、基本的人権を享有しています。

また、「おとな」とは、こどもに直接的に関わりのある人はもちろん、直接的に関わりは無くても、かつてこどもであった全ての人をいいます。

「こどもにとって最善の利益」「生きる、育つ、守られる、参加するなどのこどもの権利」と

は、児童の権利に関する条約における「こどもの最善の利益」及び「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利のことをいいます。（こどもの最善の利益については、第3条基本理念及びQ&Aを参照）

●「こどもの権利」とは

こどもの権利とは、こどもがもつ人権のことです。児童の権利に関する条約では、以下の**4つの原則**があります。

①生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

全てのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

②こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③こどもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

④差別の禁止（差別のないこと）

全てのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

また、条約の定める権利には、大きく分けると以下の**4つの権利**があります。

①生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

②育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

③守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

④参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

（公益財団法人日本ユニセフ協会 HP より）

これらの権利は、この条例の制定により認められるものではなく、誰もが生まれながらにして持っているものであり、日本国憲法や児童の権利に関する条約及びこども基本法で保障されているものです。

（第3段落）

近年、こどもたちを取り巻く環境は複雑化、又は多様化しており、保護者だけで問題を解決することが難しい場合もあります。また、こどもを取り巻く様々な課題も生じており、これらはこどもの人権と深く関わっています。

なお、「児童虐待や貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど」は例示として記載していますが、他にもブラック校則や性の多様性に関する問題、離婚後の養育費や面会交流の問題、隠れたカリキュラム、こどもの SOS を代弁する機関の不在など、こどもの人権に関する問題は多くあります。

●隠れたカリキュラムとは

教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営むなかで、児童生徒自らが学び取っていく全ての事柄

例えば、いじめを許さない態度を身に付けるには「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分で、実際にいじめを許さない雰囲気浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめていじめを許さない人権感覚を身に付けることができます。また、男女別の名簿や色分けにより、男女は違うものといった意識につながることや、高校以降の進路や進学率に違いがあるなど、ジェンダー問題につながるとも言われています。

(第4段落)

こどもの権利保障には、こどもと接するおとなの受容的な人間関係が不可欠です。このような関係が様々な場面で保障されることにより、こどもは自分が一人の人間として尊重されていると感じることができ、自分が大切にされていると気付くことが他人への思いやりや社会への関心を育むことにつながることを記載しています。

また、こどもの権利保障に向けた、おとなの果たす基本的な役割を示しており、おとなは「こどもを一人の独立した権利の主体として尊重」「その思いを受けとめる」「愛情を持って寄り添う」「自立に向けて成長を支えていく」ことが求められています。

(第5段落)

こどもは、一人の人間として今を生きている存在です。また、次代を担う存在でもあります。私たちの社会は、世代を超えてお互いが支え合うことによって成り立っており、次の世代を担うこどもたちが、こどもらしく今を幸せに生き、夢や希望を抱きながら、心身ともに健やかに成長することは、市民共通の願いです。

(第6段落)

最後に、日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約やこども基本法等の趣旨を踏まえ、こどもの権利を社会全体で尊重することにより、こどもが健やかに成長するまちづくりを進めるため、鹿児島市が条例を制定することを宣言しています。

Ⅱ 条例の目的【第1条】

(目的)

第1条 この条例は、こどもの健やかな育ちの推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、育ち学ぶ施設、市民、地域及び事業者（以下「保護者等」という。）の役割を明らかにするとともに、こども施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、全てのこどもが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望を持てるまちを実現することを目的とする。

【解説】

第1条では、本条例の立法目的を規定しています。ここでは、

- ①こどもの健やかな育ちの推進に関し、基本理念を定める（第3条）
- ②市の責務並びに保護者、育ち学ぶ施設、市民、地域及び事業者の役割を明らかにする（第4条～第9条）
- ③こども施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定める（第10条～第19条）

ことにより、全てのこどもが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望を持てるまちを実現することをこの条例の目的としています。



マグマシティ PR キャラクター

火山の妖精 マグニョン

Ⅲ 定義【第2条】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、社会教育に関する施設、医療機関その他こどもの育ち、学び及び支援を目的として、こどもが通学し、通園し、通所し、利用し、入所し、又は相談する施設をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者（こどもを除く。）をいう。
- (5) 地域 町内会、地域コミュニティ協議会、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、人権擁護委員、ボランティア団体、特定非営利活動法人その他の市内で活動を行う非営利の団体等をいう。
- (6) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (7) こども施策 こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策をいう。

【解説】

(1) 第1号関係

「こども」については、児童の権利に関する条約が対象年齢を18歳未満としていることや、民法の成年年齢が18歳に改正されたことなどを踏まえて、この条例でも、原則として18歳未満としています。

なお「その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」とは、例えば18歳到達後の年度末までにある人や、施策によって、対象をより広くすることが望ましい場合などは、18歳以上の人であってもこどもに含むことができるよう規定したものです。

また、この条例では、鹿児島市に住所を有するこどものほかに、鹿児島市に住所が無くても、鹿児島市の育ち学ぶ施設に通園・通学・入所・利用しているこどもや、鹿児島市で働いているこどもも対象としています。

(2) 第2号関係

「保護者」については、こどもに対し親権を行う父母や養親だけでなく、死亡等により親権者がいない場合の未成年後見人のほか、こどもを実際に監護している里親や児童養護施設の長などが含まれます。

なお、「監護」とは、監督し、保護することを意味し、ここでは、未成年のこどもと生活を共にし、身の回りの世話をしたり、しつけや教育することを意味します。

(3) 第3号関係

こどもの権利保障を進めるうえで重要な役割を担う施設を包括的に「育ち学ぶ施設」としており、具体的には以下のものが含まれます。

- ・児童福祉法第7条第1項に規定されている児童福祉施設等（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）
- ・学校教育法第1条に規定されている学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）
- ・社会教育法第9条に規定する図書館及び博物館、同法第20条に規定する公民館、少年自然の家、体育館等
- ・医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設）
- ・上記のほか、児童センター、児童クラブ、放課後子ども教室、認可外保育施設、ベビーシッター、すこやか子育て交流館、親子つどいの広場、学習塾、スポーツ少年団、民間のフリースクール、おけいこ塾等

(4) 第4号関係

こどもの権利保障を進めるには、保護者や育ち学ぶ施設の職員だけでなく、こどものいない方や子育ての終わった方も含めて社会全体で取り組む必要があることから、市民について、広く規定しています。

なお、この条例では、鹿児島市に住所を有する人だけでなく、鹿児島市に住所が無くても、鹿児島市に通勤・通学している人も対象としています。

(5) 第5号関係

こどもが実際に生活をしているのは地域社会であり、家庭・地域・学校等は連続してつながっています。そのため、こどもの権利保障を進めるには、こどもにとって身近な地域においても取り組む必要があることから、地域について、市内で活動を行う非営利の団体等を例示しながら規定しています。また、ここで記載しているものは、あくまでも例示であり、他にもあいご会や子育てサロンなど、地域で活動している団体等については広く含まれます。

なお、市民は個人を指しているのに対し、地域は団体等について規定しています。

(6) 第6号関係

次世代を担うこどもの育ちを地域社会全体で支えていくという視点を踏まえると、地域で事業活動を展開する事業者においても、こどもの健やかな育ちに対して一定の役割が求められることから、事業者について規定しています。

なお、地域は非営利活動を行っている団体等に対し、事業者は主に営利活動を行っている団体等について規定しています。

(7) 第7号関係

こども施策の定義については、こども基本法の定義にそろえています。

こども基本法（抜粋）

（定義）

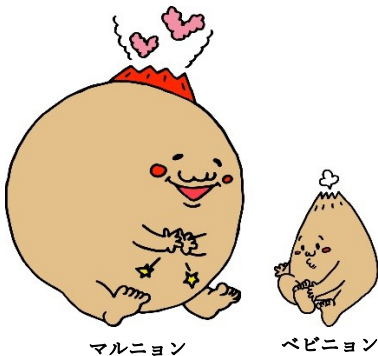
第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備



IV 基本理念【第3条】

(基本理念)

第3条 こどもの健やかな育ちは、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて推進されなければならない。

- (1) 日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法等の理念に基づき、こどもを権利の主体として尊重することを、全ての取組の基礎とすること。
- (2) こどもにかかわることを決める場合は、こどもの成長及び発達の程度に応じ、こどもの意見を尊重するなどこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) おとなと共に社会を構成し、今の社会を生きる一員及び未来の社会の担い手として、こどもが主体的に社会に参加することのできる環境を整備すること。
- (4) 市の責務及び保護者等の役割に応じて自主的かつ主体的に取り組むとともに、相互に連携し、及び協力することにより、こどもの健やかな育ちを支え合うこと。
- (5) 全てのこどもの声や願いが届き、多様性が尊重され、自分らしく生きることや、自分の可能性を伸ばすことができるまちづくりを進めることは、こどもだけでなく、鹿児島市に住む又は鹿児島市を訪れる全ての人にとって優しいまちづくりにつながるという認識の下に、福祉、医療、保健、教育及び地域づくりといった、あらゆる分野がつながりを深め、総合的な取組がなされること。

【解説】

(1) 第1号関係

児童の権利に関する条約では、こどもを単に保護される対象とするだけでなく、権利を行使する主体であるというこどもの捉え方（こども観）をしており、このことは、基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法と同様の考え方に立つものであることから、この条例においても「こどもを権利の主体として尊重すること」を基本的な考え方の1つとしています。

(2) 第2号関係

児童の権利に関する条約第3条では、「児童に関する全ての措置をとるにあたっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものでも、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されています。つまり、こどもに影響を与える決定をする時は、こどもにとって最もよいこと（＝こどもの最善の利益）は何かを一番に考え、判断することが大切です。

この場合、こどもの最善の利益 (best interests) の interests を「利益」という前に、「興味・関心」という意味で理解することが必要です。おとなが一方的に、これが最善の利益だと押し付けるのでは、本当の意味でのこどもの最善の利益の保障にならないどころか、こどもの存在を無視することになります。こどもの最善の利益とは、こどもへ働きかけると

いう前提があり、同時に、こどもの意見を受けとめて対応するおとな側との関係性の中でこどもの権利に応えることが、最善の利益を実現することにつながります。

(3) 第3号関係

児童憲章では、その総則において、こどもを「社会の一員」として位置づけていますが、ここではおとなとともに社会を作っていくというおとなとの対等性や、今の社会に生きている同じ人間同士という目線、さらには未来を担う存在として「今の社会を生きる一員及び未来の社会の担い手」と表現しています。

また、家庭や学校等そして地域での様々な取組の中で、こどもの意見を反映させる方が、より多面的で豊かなものとなり、またこどもが自らの力を発揮し、成長する機会を得るためにも、社会参加の機会を提供することが大切です。

●「児童憲章」とは

日本国憲法の精神に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図るために定められた児童の権利宣言。1951年(昭和26年)5月5日、広く全国各都道府県にわたり、各界を代表する協議員236名が、児童憲章制定会議に参集して、3つの基本綱領と12条の本文から成る児童憲章を制定しました。

制定の背景には、第二次世界大戦敗戦後の劣悪な社会・生活環境から児童を保護する必要性があり、こどもを親の従属物とみる戦前の児童観がまだまだ十分に正されていない状況がありました。

(4) 第4号関係

こどもの養育及び発達についての第一義的責任は保護者にありますが、こどもは地域社会の一員であることから、こどもを心身ともに健やかに育むためには、保護者はもとより、地域社会全体が、地域の様々な人材や社会資源を積極的に活用し、それぞれの役割を担いながら連携を図り、こどもの権利保障の推進を図ることが必要です。

(5) 第5号関係

私たちの社会には、こどもの人権問題の他にも、多くの人権問題がありますが、こどもは、日々学びながら成長し続け、やがておとなになる存在であり、こどもの育ちとは、生まれてから社会的に自立するまでの連続した営みであることを考えると、こどもはその発達途上の状態ゆえに、特に人権侵害を受けやすいと考えます。

また、家庭、地域及び学校等における、こどもを取り巻く今日的課題は単独で存在するのではなく、それぞれの問題が複合化している状況があります。

そのため、日常的にこどもの権利が保障され、こどもが健やかに育つ社会とは、おとなを含めた全ての人に優しいまちづくりにつながることから、あらゆる分野でこどもの権利保障を推進する取組がなされる必要があります。

V 市の責務【第4条】

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、こども施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、こども施策の推進に当たっては、保護者等と協働するよう努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。

3 市は、保護者等がその役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援し、相互に連携が図られるよう調整を行わなければならない。

4 市は、こども施策の幅広い展開及び一層の充実を図るため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

【解説】

第4条は、こどもの権利保障を進めるうえで、市が担っていく責務（責任と義務）について規定しています。

- ・ こども施策の総合的・計画的な推進
- ・ 保護者等との協働及び国及び他の地方公共団体との連携
- ・ 保護者等に対する支援及び連携を図るための調整
- ・ こども施策の幅広い展開及び一層の充実を図るための必要な体制整備及び財政上の措置

なお、ここでは「市長」の責務ではなく、「市」の責務としていますが、これは自治体としての「市」を主体とすることにより、市長のみならず、教育委員会や公営企業など他の執行機関も施策を策定・実施する主体となり、こどもの権利保障に関して市全体で取り組むことを表しています。

児童の権利に関する条約第4条では、条約の締結国に対し条約の実施義務を課しており、この実施義務を負っているのは政府ですが、実施義務の内容を具体化する際には、その権限において自治体が果たさなければならないものもあります。また、こどもの権利保障を現実的に進めるとなると、こどもが現に生活している身近な場や地域における権利保障こそが重要であり、地域社会に責任を負う自治体が果たすべき役割が極めて大きいと考え、市については「責務」、第5条から第9条までは「役割」と、表現を分けて規定しています。

VI 保護者等の役割【第5～9条】

第5条から第9条までは、保護者等（保護者、育ち学ぶ施設、市民、地域、事業者）がそれぞれ担う役割について規定しており、関係者の皆さんの協力のもとに実現していくという考え方から「努めるもの」という表現を用いています。

（保護者の役割）

第5条 保護者は、こどもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを認識するとともに、困ったときは1人で不安等を抱え込まず、必要な協力を周囲から得て、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

(1) こどもが心身ともに安らかに過ごすとともに、健やかに育つ家庭環境づくりを行うこと。

(2) 乳幼児期からこどもの人格を認め、自分を大切にする気持ちを育むとともに、こどもの成長及び発達の程度に応じ、基本的な生活習慣、他者を尊重する心、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるよう支援すること。

【解説】

第5条は、こどもの権利保障を進めるうえで、保護者の役割について規定しています。

こどもにとって家庭は育ちの基盤となる居場所であり、こどもの育ちに大きな影響を与えます。児童の権利に関する条約は第18条において「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」と規定しており、こども基本法第3条においても「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下」と規定しています。

こどもは、家庭において、保護者の深い愛情に包まれる中で、自分が守られ、大切にされているという安心感や自己肯定感を育んでいくことができます。このため、保護者の役割として、第1号では、こどもが心身ともに安らかに過ごすことができ、健やかに育つ家庭環境づくりを行うことを規定しています。

第2号では、乳幼児期からこどもの人格を認めて、こどもの自己肯定感を育むことや、こどもが基本的な生活習慣、他者を尊重する心、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるよう支援することを規定しています。

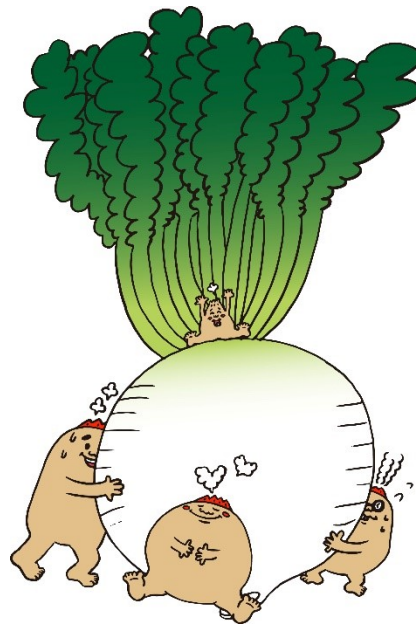
なお、ここで言う「豊かな人間性」とは、文部科学省が掲げる生きる力の1つで「自らを律しつつ、他人と協調し他人を思いやる心や感動する心」のことを言います。また、「乳幼児期からこどもの人格を認め」とは、言葉で意見を表明することが難しい乳幼児や障害のあるこどもであっても、こどもの発する言葉や表情、しぐさなどからこどもの思いを受け止めるなど、こどもの最善の利益をこどもとおとなが一緒に考えていくことが重要です。

また、社会環境や生活基盤の変化など、子育て家庭を取り巻く状況は厳しくなっており、子育てへの不安や負担を感じている保護者も存在することから、保護者の役割だけを強調するのではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことができ、子育てやこどもの成長に喜びを感じることができるよう、地域社会全体で保護者を支えていくことも必要です。

●「生きる力」とは

文部科学省の新学習指導要領では、「生きる力」には知・徳・体といった三つの重要な要素がバランス良く組み合わせられた力のことだと表現しています。

- ①「知」 確かな学力：基礎、基本を確実に身につけ、社会がどのように変化しようとも、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力のこと
- ②「徳」 豊かな人間性：自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性のこと
- ③「体」 健康・体力：たくましく生きるため健康で過ごすことや体力をつけること



マグマシティ PR キャラクター
火山の妖精 マグニョン

(育ち学ぶ施設の役割)

第6条 育ち学ぶ施設は、こどもの健やかな育ちにとって重要な役割を果たす場であることを認識し、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもの成長及び発達に応じて、こどもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支え、こどもの意見を尊重し、こどもと共に語り、考える機会を確保すること。
- (2) 集団生活を通じ、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、必要な支援を行うこと。
- (3) 施設等におけるこどもの安全を確保し、こどもが安心して過ごすことができる場にするとともに、こどもに関する課題に早期に気づき、必要な支援を行うこと。

【解説】

第6条では、こどもの権利保障を進めるうえで、育ち学ぶ施設の役割について規定しています。保育所等や学校などは、その設置目的に沿い、主として保育活動や教育を行う場所ですが、一方では、保護者以外でこどもと日常的に関わる立場にもあることから、こどもの健やかな育ちに対して果たす役割は重要です。

今日の社会は、都市化や情報化が進行し、こどもを取り巻く環境は著しく変化してきており、とりわけ、インターネットやスマートフォンなどの普及により、多くの情報があふれています。

このような中で、こども達は、自分で情報を取捨選択する力や、自分らしさを発揮し、主体的に問題を解決する力が重要であり、第1号では、こども一人ひとりが自ら考え、学び、行動することができるよう支えること、そのために、こどもの意見を尊重し、おとながこどもと語り、こどもと一緒に考える機会を確保することを規定しています。

第2号では、集団生活を通して、豊かな人間性や社会性を身に付けることができるよう、必要な支援を行うことを規定しています。

なお、第1号及び第2号は、全ての育ち学ぶ施設に求められるものですが、特に、日常的にこどもが利用する施設（保育所・認定こども園・幼稚園・学校・児童クラブ・放課後子ども教室など）に求められるものです。

第3号では、前半で施設におけるこどもの安全を確保するという施設管理に関する規定を、後半では、こどもや保護者と接する機会があることから、こどもや家庭の抱える課題に早期に気づき、関係機関と連携して必要な支援に努めることを規定しています。この場合の、こどもや家庭の課題とは、児童虐待や体罰、いじめ、不登校、ヤングケアラー、こどもの貧困問題の他にも、非行や障害、病気、性の多様性、外国にルーツがあるなど、こどもや家庭が抱える様々な問題を含んでいます。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、子どもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、地域活動等を通して、子どもの健やかな育ちを支えるよう努めるものとする。

【解説】

第7条では、子どもの権利保障を進めるうえで、市民一人一人の役割について規定しています。

子どもの権利保障は、保護者や行政だけで担いきれるものではないため、全ての市民とともに役割を担い合っていくことが欠かせません。そのためには、市民一人一人が子ども支援への重要性について関心・理解を深めるとともに、地域活動などを通して、主体的に子どもの育ちを支える役割を担うことが重要です。

なお、市民の役割と次条で規定する地域の役割は重なる部分も多いですが、第2条の「定義」にも記載したとおり、市民とは鹿児島市に住む人だけでなく、広く鹿児島市に通勤・通学する人も含まれます。これは、より多くの人々が子どもの権利を尊重することが子どもの健やかな育ちには必要であると考え、地域とは別に規定したものです。



(地域の役割)

第8条 地域は、社会全体で子育てをするという意識を持ち、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 地域が、こどもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、こどもが安全で安心して遊び、学ぶことができる良好な環境づくりを行うこと。
- (2) 住民間の交流、見守り活動等を通して、こどもが健やかに育ち、保護者や家庭が安心して子育てをすることができる地域づくりを行うこと。
- (3) 地域における取組において、こどもがこども同士又は多様な世代と交流し、様々な体験をすることができる機会の提供を行うこと。

【解説】

第8条では、こどもの権利保障を進めるうえで、地域の役割について規定しています。

こどもが豊かな人間性や社会性を育む場としては、基本は家庭にあり、集団生活や学習等の活動を通して生きる力を身に付けることができる育ち学ぶ施設の役割が重要なのは言うまでもありませんが、こどもはおとなと共に今の社会を生きる一員であり、未来の社会の担い手として、地域ぐるみで温かく見守り育てていくためにも、地域が担う役割が重要です。

ここでいう地域の役割とは、こどもが育つ場としての地域と、人間関係をつくる場としての地域の2つがあり、地域には社会全体で子育てをするという意識を持ったうえで、こどもや子育て家庭が安心できる地域づくりに努めることが求められています。

第1号では、こどもが安全・安心に遊び・学ぶことのできる良好な環境づくり、第2号では、住民間の交流や見守り活動等を通して、こどもが健やかに育ち、保護者や家庭が安心して子育てができる環境づくりについて規定しています。また、第3号では、こどもがこども同士や多様な世代との交流、及び様々な体験をする機会の提供について規定しており、こうした地域活動がこどもの人間性や社会性を育み、こどもと共に進める地域づくりは、地域社会の活性化と発展にもつながっていくものと考えます。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、事業活動を行うに当たり、子どもの権利を尊重するとともに、社会的影響力及び社会的責任を認識し、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 雇用する労働者が安心して子どもを生み、育てることができるよう、子育てに関する理解を深めるとともに、仕事と生活の調和に必要な環境の整備を行うこと。
- (2) 市、保護者、育ち学ぶ施設及び地域が行う子どもの育成に関する諸活動、又は子どもの主体的な活動への協力を行うとともに、子どもが社会の仕組み及び生き方に対する理解を深めるための機会の提供を行うこと。
- (3) 所有し、又は管理する施設における子どもの安全及び利便性の確保に配慮すること。

【解説】

第9条では、子どもの権利保障を進めるうえで、事業者の役割について規定しています。

地域社会の構成員である事業者は、その社会的影響力と社会的責任を認識した事業活動を行うとともに、ボランティア活動や環境問題への取組など、地域社会の一員としての社会的役割が求められています。

そこで、第1号の「仕事と生活の調和」を図るためには、その職場環境が大きく影響することから、事業者は子育てに関する理解を深めることや、必要な職場環境の整備を行うことが重要です。

第2号では、子どもの健やかな育ちには、子どもの育成に関する諸活動や子どもの主体的な活動に対して、事業者の理解と協力が必要であることや、子どもが社会の仕組み・職業などの生き方について学ぶことも必要であるため、例えば、子どもの職場見学や職業体験などの機会を提供することについて規定しています。

第3号では、主に店舗など、子どもが来店したり利用することが想定されるような事業者の施設において、施設の安全性や利便性の確保（例：おむつ交換場所の設置や子どもスペースの確保など）に配慮することを規定しています。

Ⅶ こどもの健やかな育ちを支える取組【第10～19条】

第10条から第19条までは、条例の目的を達成するために市や保護者等が実施する、子どもや子育て家庭に対する取組について、基本となる事項を定めています。

（こどもの意見表明及び社会参加）

第10条 市及び保護者等は、こどもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなどの社会に参加する機会を設けるよう努めるものとする。

2 市及び保護者等は、こどもの社会参加を保障するため、こどもの考えや意見を尊重するとともに、こどもの主体的な社会活動の支援に努め、自らが行うこどもへの支援に関する施策、取組等について、こども自身が理解を深められるよう、こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供を行うものとする。

【解説】

第10条では、こどもの健やかな育ちには、こどもによる意見表明や社会参加の保障が重要であること、こどもが地域に愛着を育み、社会の一員として自己実現を図っていくうえでも必要なことであり、第11条から第19条の取組の基盤となる考えであることを表しています。

第1項では、おとながこどもの社会参加に向けて、こどもが意見表明する機会を設けることを規定しています。この場合の「社会参加」とは、こどもが自らの生活に関わる様々な場面（家庭、地域、学校、市政等）で意見を表明し、参加する機会が保障されることが重要です。

また、私たちが住む鹿児島市は、おとなだけのものではなく、多くのこどもも住んでいます。そのため、まちづくりを考える時はおとなの意見だけでなくこどもの意見も反映させる方が、より多面的で、豊かなまちづくりにつながると考えられます。おとなには選挙権があり、選挙で選ばれた代表者によってまちづくりが議論されますが、そこにこどもの意見が直接は反映されないため、こどもが参加する場や機会を保障することにより、こどもは自らの意見や、思い描く未来を表明することができます。その際大切なのは、参加の場や機会を単なる一過性のイベントで終わらせるのではなく、そこで出された意見が尊重されていく仕組みを作り、自らの意見が尊重されているのだと、こどもが実感していくことだと考えます。

そこで、第2項では、こどもが自分に関わることについて理解を深め、自分の意見を形成し、そして、それを伝えられることが必要であることから、「こどもの考えや意見の尊重」「こどもの主体的な活動の支援」「こどもの視点に立った（分かりやすい）情報及び学ぶ機会の提供」について、おとなが保障していくことを規定しています。

(安全、安心な環境の整備等)

第11条 市及び保護者等は、子どもを犯罪、事故、災害の被害その他子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守る取組の推進により、子どもが健やかに成長することができ、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市及び保護者等は、鹿児島島の豊かな自然、文化芸術等が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共に、その環境を守り育てるよう努めるものとする。

【解説】

第11条では、地域における安全・安心を子どもに保障するために、市や保護者等が環境整備に取り組むことを規定しています。

依然として、通学路における交通事故による子どもの被害が後を絶たない状況があることや、近年の情報通信技術の急速な発達、特にスマートフォン等の普及に伴い、暴力や性に関わる有害情報に子どもが触れる機会が増えているだけでなく、インターネット上での誹謗中傷やいじめのほか、個人情報の流出、さらには犯罪に子どもたちが巻き込まれ、生命の安全が脅かされる事例なども発生しています。

このため、第1項では、市や保護者等は、犯罪・事故・災害の被害その他子どもを取り巻く有害及び危険な環境から子どもを保護するための対策を講じるなど、子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境を整備することを規定しています。

また、鹿児島島の豊かな自然や文化芸術に子どもが触れることは、子どもの生き生きとした育ちに必要なものであり、次世代へと引き継いでいくためにも、第2項では、鹿児島島の豊かな自然や文化芸術等を大切に、良好な環境の保全に努めることを規定しています。



ベビニョン

(こどもの居場所づくり)

第12条 市及び保護者等は、こどもが安心して過ごすことができるとともに、自然、文化芸術等との触れ合い、遊びその他の体験又は年齢の異なるこどもや地域住民との交流を通して、豊かな人間性を育むことができるこどもの居場所づくりに努めるものとする。

【解説】

第12条では、こどもが健やかに育つため、自然や文化芸術・人との触れ合い、遊び・学び・集うことのできるこどもの居場所づくりに努めることについて規定しています。

近年、都市化や少子化などの社会変化に伴い、こどもが地域で過ごすことのできる場所が減少してきています。このことは、友達関係の形成やこどもの自主性・社会性の発達などに影響を及ぼすものと考えられます。

そこで、こどもが安心して過ごすことができ、自然・文化芸術などとの触れ合いや、遊びその他の体験、又は多様な人との交流をすることができる場が求められています。

「居場所」とは、単に空間的な場所といったハード面だけを指すのではなく、場における人間関係といったソフト面も含んでいます。そのため、こどもが「安心して過ごすことができる」ためには、こどもがありのままの自分であることができ、こどもの自主性を大切にしながら活動が継続され、参加するこどもが多様な人との交流や人間関係を築いていくことが重要です。また、これらの居場所では、こどもが悩みごとを気軽に相談できることや、普段思ったり感じたりしていることを率直に表明できるようにすることも必要です。



(子育て家庭への支援等)

第13条 市、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、保護者に対し必要な支援を行うとともに、子育てしやすい環境づくりに努めるものとする。

2 市、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、ひとり親家庭をはじめとする様々な子育て家庭に対し、その状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。

【解説】

第13条では、子育て家庭への支援等を実施することについて規定しています。

第5条（保護者の役割）では、保護者はこどもの養育及び発達について第一義的な責任があることを規定していますが、昨今では、家族の多様化、共働き世帯の増加や地域における近隣関係の希薄化等により、地域の中で家庭が孤立しがちな状況にあります。そのため、子育て家庭においては、不安を抱え悩んでいても相談しづらく、またワンオペ育児という言葉に代表されるように孤立した子育てをしている場合や、情報社会の中で子育ての責任を過剰に感じている場合もあります。そのため、保護者がその役割を果たすことができるよう、こどもと子育て家庭を社会全体で支援する必要があると、本条の規定となっています。

鹿児島市では「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援に取り組んでいますが、第1項の「こどもを育てやすい環境づくり」とは、市の取組以外にも、様々な主体による、子育てに関するサービスや情報の提供、相談支援、保護者同士の交流の機会の提供などが含まれます。

また、第1項では保護者全般に対する支援の必要性を規定していますが、第2項では、特別な支援が必要な家庭に対して、状況に応じた支援に努めることを規定しています。例えば、ひとり親家庭やステップファミリー（子連れ再婚家庭）、里親、外国にルーツのある家庭、障害や病気を抱えていたり介護が必要な家族がいる場合などが想定されます。

● 「ワンオペ育児」とは

「ワンオペ」とは「ワンオペレーション」の略で、元々は飲食店などを1人で切り盛りしている状態を表す言葉として使われていました。ここから転じて、子育てを1人で行っている状態を「ワンオペ育児」と呼ぶようになったとされています。

(育ち学ぶ施設の職員等への支援等)

第14条 市並びに育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、当該育ち学ぶ施設の職員等がこどもの権利を尊重し、こどもの健やかな育ちの推進に取り組むことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

2 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、保護者、市民及び地域に対して、施設運営の情報提供を行い、互いに連携し、及び協働して、当該育ち学ぶ施設を運営するよう努めるものとする。

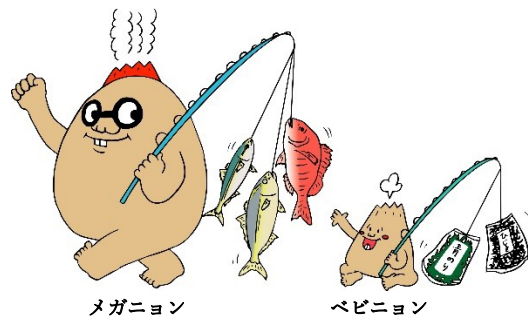
【解説】

第14条では、こどもが多く時間を過ごす育ち学ぶ施設で勤務する職員等に対して、市や施設の設置者及び管理者が支援を行うことを規定しています。

特に、施設の設置者及び管理者は、この規定を念頭に置いたうえで、それぞれの裁量により、勤務する職員等に対する支援に努めることが求められます。

第1項では、職員等が精神的にゆとりを持ってこどもと関わることができ、こどもの権利を尊重しながら、こどもの健やかな育ちの推進に取り組むことができるよう、例えば職場環境等の整備や職員等の資質向上を図るための取組に努めることを規定しています。

第2項では、市民や地域と連携・協働して、施設の運営に努めることを規定しています。



(こどもの状況に応じた支援)

第15条 市及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する差別、虐待、いじめ、体罰その他の身体的又は精神的暴力の予防、防止及び早期発見に努めるとともに、個別に支援が必要であると考えられるこどもに対しては、そのこどもの状況に応じ、こどもの意思を尊重し、こどもの最善の利益が優先された適切な支援を行うものとする。

【解説】

第15条では、社会生活を営むうえで困難を有するこどもへの支援について規定しています。

「差別、虐待、いじめ、体罰」は例示であり、この他にもヤングケアラー、不登校や引きこもり状態のこども、経済的に困窮している家庭のこども、障害のあるこども、外国にルーツのあるこどもなど、様々な状況にあるこどものうち、社会生活を営むうえで困難を有するこどもを広く含みます。

また、こどもによっては誰にも相談できずに苦しんでいる場合もあることから、こどもの抱える困難の早期発見に努めることはもちろん、問題の予防や防止に努めることも必要です。

さらには、そのような困難を抱えたこどもを発見した場合、個別に支援が必要であると考えられるこどもに対しては、こどもの意思を尊重したうえで、適切な支援を行う必要があります。この場合、できるかぎりこどもの意思を尊重する必要がありますが、こどもの最善の利益を優先して考え、場合によっては、こどもの意思と異なる支援内容になることもあります。そのような時は、丁寧にこどもへ説明を行うことが重要です。

また、こどもが有する困難は、複数の要因がある場合や、こどもの成長・発達により変化しながら継続する場合があります。よって、一人ひとりの状況を踏まえ、関係機関の連携及び切れ目のない継続した支援を行う必要があります。

(相談機能の充実等)

第16条 市は、子どもからの相談及び子どもについての相談に対し、関係機関と連携し、速やかに対応するとともに、相談内容に応じ、相談者に対し必要な支援を行うものとする。

2 市は、相談者が安心して相談することができるよう、子どもの視点での多様な相談機会の確保及び相談機能の充実に努めるものとする。

3 市は、市及び関係機関の相談窓口等の周知を図るものとする。

【解説】

第16条第1項では、子どもからの相談や子どもに関する相談があった場合に、市は関係機関と連携し、相談内容に応じた対応を行うことを規定しています。

また、子どもは心身ともに成長途上にあることから、自分の置かれている状況や自分がされていることが権利侵害だと理解できない場合や、うまく自分の言葉で説明ができない場合もあります。あるいは、相手がおとなであれば、子どもという弱い立場にあるために、自ら助けを求めることが出来ないなど、場合によっては権利侵害が日常化してしまい、子どもの心に深い傷を残すことになるなど、その後の成長に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

さらには、子どもの活動範囲はおとなに比べて狭く、自力での移動や来庁・電話・メール等での相談がおとなに比べて難しい場合も想定されることから、第2項では、これらの子どもの特性等も踏まえて、子どもが安心して相談できる機会の確保や相談機能の充実に努めることを規定しています。

また、鹿児島市には多くの相談窓口がありますが、そこで全ての問題が解決できるわけではないことや、より良い支援につなげるためにも、関係機関でのより一層の連携が必要であることから、第3項では、様々な関係機関の相談窓口等についても、市が広く周知を図っていくことを規定しています。



(広報及び啓発)

第17条 市は、この条例及び子ども施策の内容について、子ども及びおとなが理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

【解説】

第17条では、市が、条例や子ども施策の内容及び趣旨について、広報及び啓発を行うことについて規定しています。

条例制定をもって、子どもの権利保障が達成されるわけではなく、条例を推進するためには、社会全体で子どもの権利を尊重することの重要性及びそれぞれの役割についておとなが共通の認識を持ち、連携して取り組む必要があります。

また、日本国憲法で保障されている基本的人権及び児童の権利に関する条約に定められている子どもの権利についておとなが理解するとともに、子ども自身が自らの権利及び他者の権利を尊重することを理解することが重要であることから、市が、条例及び子ども施策の内容について、広く広報及び啓発を図る必要があります。

なお、この条例の内容を市職員に啓発することも含まれます。

(調査、情報収集等)

第18条 市は、こども施策を推進するため、必要な調査、情報収集等を行い、得られた情報については、必要に応じて公表するものとする。

【解説】

第18条では、こども施策の推進に関する事項について、必要に応じて、市が調査や情報収集を行うことを定めています。

具体的には、市は、こどもの権利侵害の実態などこどもを取り巻く状況を把握し、必要な対策の検討を行うとともに、こどもの最善の利益とは何かを市民一人ひとりが考え行動し、社会全体で条例を推進できる方策を検証・分析し、実践するために必要な調査や情報収集等を行うことを想定しています。



(計画の策定等)

第19条 市は、こども施策を推進するため、こども基本法第10条第2項に規定する計画を策定するものとする。

2 この条例の運用状況及びこども施策の実施状況について、鹿児島市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第7号)第1条に規定する鹿児島市子ども・子育て会議において定期的に検証するものとする。

【解説】

第19条第1項では、この条例に基づいたこども施策について、こども基本法に定められた「市町村こども計画」を定めることを規定しています。

また、第2項では、この条例がどのように運用され、この条例に基づく事業が条例の理念に沿って実施されているかを、鹿児島市子ども・子育て会議で定期的に検証していくこととしています。

こども基本法(抜粋)

(都道府県こども計画等)

1 略

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3~5 略

鹿児島市子ども・子育て会議

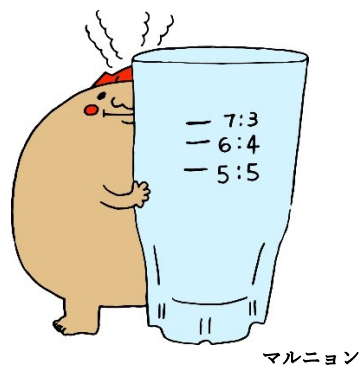
子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関として設置するもの。

付 則

この条例は、令和5年5月5日から施行する。

【解説】

この条例は令和5年3月20日に公布され、令和5年5月5日に施行されました。



3 Q&A

Q1 児童の権利に関する条約やこども基本法がある中で、条例が必要な理由は何ですか？

近年、少子化、家族の多様化、地域のつながりの希薄化など、こどもを取り巻く環境は大きく変化し、児童虐待や貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどこどもをめぐる様々な課題が生じており、これらは、こどもの人権と深く関わっています。

日本国憲法や児童の権利に関する条約、こども基本法の趣旨に基づき、おとながこどもの権利を尊重することは当然に求められることですが、こどもの健やかな育ちや権利保障の実現は、こどもたちが実際に生活している自治体という身近な場で、こどもの実態に即した制度の構築、施策の展開、取組等により可能になることから、本市では、社会全体でおとながこどもの権利を尊重することを、自治体の法である条例として改めて明らかにする必要があると考えたものです。

Q2 こどもの最善の利益とは、どのような考え方ですか？

こどもに影響を与える決定をする時は、こどもにとって最もよいことは何かを一番に考え、判断することが大切です。この際、こどもの意見を聴き、それを尊重することは大切なことですが、成長・発達する段階にあっては、必ずしもこどもの意見の全てを受け入れることができない場合もあります。その際は、こどもの意見を尊重したうえで、その子にとって、何が最も良い結果をもたらすかを、最善の利益の観点からこどもとおとなと一緒に考え、おとなはこどもにしっかりと説明をすることが求められます。

Q3 権利ばかりを教えると、こどもは義務や責任を果たさないわがままなおとなになるのではないですか？

こどもの役割や守るべきルールのことを、一般に「義務」や「責任」ということもありますが、こどもの権利は、何かの義務や責任を果たすことを条件に認められるものではなく、生まれながらに、全てのこどもが無条件に有しているものです。こどもの権利は、こどもの基本的人権ということが出来ます。

しかし、権利や自由とは、自分の思うままに何でもできるということではありません。自分の決めたことや起こした行動には責任が伴います。また、実生活の中では、権利と権利、自由と自由がぶつかり合うこともあり、このような場合にはお互いの主張を調整することが求められます。

このように、権利を行使する際には、自分だけでなく相手にも同じように権利があり、それを尊重する必要があります。こどもの権利を、発達段階に応じて正しく学び、権利を行使し、調整する経験を繰り返す中で、こどもはわがままになるのではなく、むしろ自然に相手の気持ちを想像できるようになり、こどもの考える力や判断する力に加え、他者を思いやる心などが養われると考えます。

Q4 条例には保護者や育ち学ぶ施設の役割が定められていますが、家庭のしつけや学校の教育方針に不当に介入することにはならないですか？

この条例によって、新たな義務を保護者等に課すものではなく、児童の権利に関する条約やこども基本法に基づき有しているおとなの役割を改めて確認するものです。従って、保護者や育ち学ぶ施設の職員の方には、この趣旨をご理解のうえ、こどもの権利保障について、より配慮した取組を行っていただきたいと考えています。

また、しつけとは、家庭などで行う礼儀作法などのことであり、日常生活を送るうえで、あるいは、将来、社会で活躍するために適切なしつけを受け、それを身に付けることは、こどもにとっても必要なことで、保護者をはじめとしたおとなの役割です。

こどもの権利としつけが相反するわけではなく、むしろ適切なしつけを受けることも、大切なこどもの権利の1つであると考えます。

これらのことから、この条例が家庭のしつけや学校教育へ不当に介入することにはならないと考えています。



マグマシティ PR キャラクター

火山の妖精 マグニオン